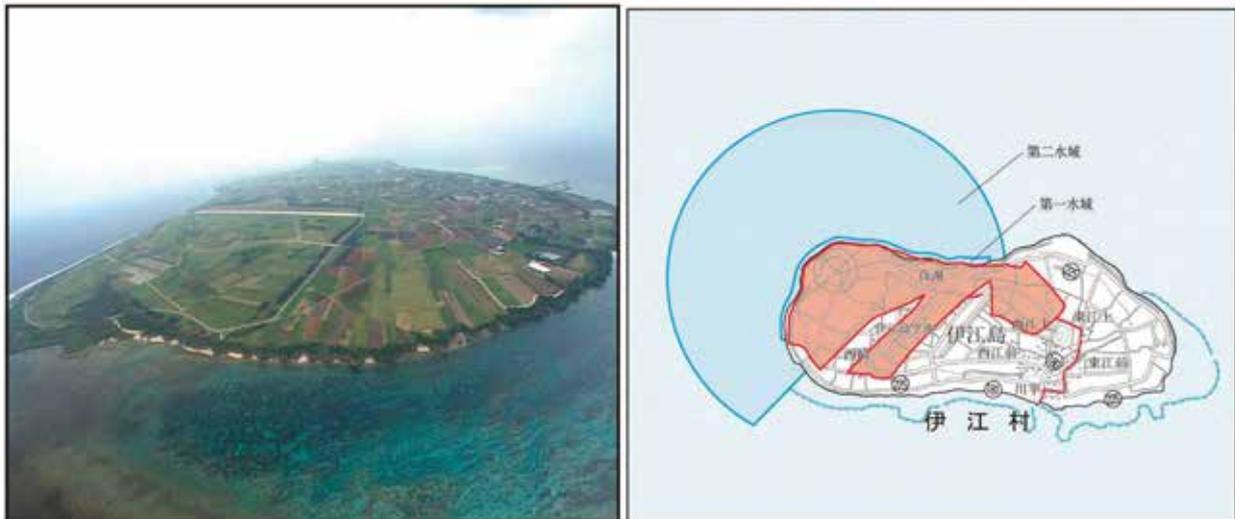


(2) FAC6005 伊江島補助飛行場 (Ie Jima Auxiliary Airfield)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭郡伊江村（字西江上、字西江前、字東江上、字東江前、字川平）

(イ) 面積：8,015千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
伊江村	1,456	64	368	6,127	8,015

(ウ) 地主数：1,858名

(エ) 年間賃借料：15億7千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：航空管制塔、管理事務所、宿舎、可燃物倉庫、消防舎、通信施設、ポンプ室、工場ほか
- 工作物：滑走路、保安柵、上下水道、貯水槽、受変電設備、消火装置ほか

(カ) 基地従業員：MLC 17名

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：米海兵隊太平洋基地在沖米海兵隊基地司令部
- 使用部隊名：海兵隊、陸軍（特殊部隊）、空軍、海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）

- 使用主目的：補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所
- 使用条件：

a 使用時間

(a) 第1水域

常時使用

(b) 第2水域及び空域

・空対地射爆撃

月曜日から金曜日 午前6時から午後11時まで

土曜日 午前6時から午前12時まで及び午後5時から午後11時まで

・パラシュート降下訓練

月曜日から金曜日 午前6時から午後9時30分まで

土曜日 午前6時から午前12時まで及び午後5時から午後9時30分まで

・重量物投下訓練

月曜日から金曜日 午前6時から午後9時30分まで

(1日当たりの訓練合計時間を6時間30分に制限)

土曜日 午前6時から午前12時まで及び午後5時から午後9時30分まで

(1日当たりの訓練合計時間を6時間に制限)

※ 平成11年10月21日及び平成12年8月24日の日米合同委員会合意で使用条件を変更。

b 用途

- (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
- (b) 第2水域及び空域においては、2,000ポンドを超えない通常航空機用訓練弾を使用する空対地射爆撃及び重量物投下を含むパラシュート訓練を行う。

c 通告の方法

管理部隊は、水域の第2区域を使用する計画のない期間について、予め3日前に沖縄防衛局に通告するものとする。

d 制限の内容

- (a) 第1水域内において、日本国政府は継続的投錨、破壊、建設又はいかなる継続的使用も許可しない。合衆国政府は、第2水域における合衆国軍隊の使用期間中を除き、第1水域における漁業、貝の採取及び海藻の採取を制限しない。
- (b) 第2水域は、合衆国政府による使用期間中はその排他的使用のために制限される。日本国政府は、陸上の目標区域への進入を妨害するあらゆる建設又は継続的投錨を許可しない。漁業のための現地調整を行うことが認められる。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は本部半島の北西約5キロメートルに位置する伊江島の北西部にあり、施設の北西部にハリアerpatt、西側には射爆撃場、滑走路がある。東側は管理事務所地区となっており、通信施設、兵舎、事務所等がある。この施設内は、多くの住宅が点在する（真謝集落及び西崎集落）など特異な形態となっているほか、射爆撃場、滑走路及び管理事務所地区を除くほとんどの区域が黙認耕作地となっている。

同施設では、西側区域でパラシュート降下訓練、重量物投下訓練、空挺空輸訓練、防空訓練等が実施されているほか、射爆撃場において、訓練弾を使用した空対地射爆撃訓練が行われている。

また、平成30年には米側施設北西部にある揚陸艦の甲板を模した着陸帯（LHDデッキ）改修後、F35-B戦闘機の離着陸訓練が行われている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設及び電柱等用地	1千㎡	昭47.5.15
○伊江村	水道事業取送配水施設用地	4千㎡	昭47.5.15
	貯水施設用地	11千㎡	昭48.2.8
	休憩所用地	0千㎡	昭49.4.4
	公民館用地	1千㎡	昭56.11.19
	農業用溜池用地	0千㎡	平元.4.1
○沖縄県	農業用かんがい施設用地	44千㎡	昭49.5.9
○沖縄総合事務局	地下ダム堤体及び		
	取水施設等の用地	6千㎡	平20.6.3
計 4名	8件	67千㎡	

b 地位協定第2条第4項（b）：なし

(オ) 沿革

年月日不詳	旧日本軍により飛行場建設用地として接收。
昭和22年3月	一部が解放され居住開始。
昭和28年	真謝、西崎両区の土地が射爆撃場建設のため接收通告される。
昭和29年	射爆撃場建設。
昭和30年	キジャカ原に通信施設建設。
昭和36年	通信施設に支障があるとして、キジャカ原の民家41戸の立退き問題が起こる。
昭和40年4月15日	約15,000㎡を返還。
昭和45年6月30日	約5,037,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全部返還を合意。
昭和52年3月31日	海洋博覧会関連飛行場用地として、土地約6,000㎡を返還。
昭和57年5月14日	公用地暫定使用法の期間満了に伴い、未契約地約44,000㎡を返還。
昭和59年8月28日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年4月1日	ACMI設置に伴い、訓練空域の一部（第2区域（領域内））を返還、一部（第2区域（領域外））を廃止。
昭和62年5月14日	特措法適用の土地約2,000㎡を返還。

平成元年8月7日	施設管理権が空軍から海兵隊に移管するとともに、ハリアーパッドの建設工事を開始、同年10月末に完成。
平成2年7月6日	保安柵として、工作物（困障）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、読谷補助飛行場で実施していたパラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場へ移転することを合意。
平成10年3月26日	通信施設として、建物約100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年10月21日	日米合同委員会において、パラシュート降下訓練の増加に対応するため、使用条件を変更。
平成12年8月24日	日米合同委員会において、重量物投下訓練の使用条件を変更。
平成15年8月28日	工場等として、建物約800㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年11月4日	門等として、工作物（門等）を追加提供。
平成30年3月31日	ポンプ室等として、工作物（水道等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

伊江島補助飛行場は、本部半島北西約5キロの沖合に位置する伊江島の北西部にあり、隣接地はサトウキビ畑等の中に民家が散在する。同飛行場の所在する伊江村の面積は22.78平方キロメートル、令和2年10月1日現在の人口は4,118人となっており、村面積に占める米軍基地の割合は、35.2パーセントとなっている。その周囲は農用地としての土地利用がなされているが、南側では集落と隣接しており、パラシュート降下事故が発生している。

伊江島の北海岸は約60メートルの断崖絶壁が重なり、南側にかけて緩傾斜の地形となっており、島の中央やや東よりには、伊江島のシンボルである城山（172メートル）がそびえている。

肉用牛、葉たばこ、花き園芸生産額は県内でも上位を占めている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

伊江島補助飛行場及び帰属する訓練水域や空域では、復帰後、令和5年12月末までの間に沖合での墜落事故が3件、パラシュート降下訓練中のフェンス外への落下等を含む落下事故が56件、その他が31件発生している。また、射爆撃訓練による原野火災が1件あり、県や村は、米軍及び沖縄防衛局に対して、事故の再発防止を強く申し入れている。

〈伊江島補助飛行場及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等〉

昭和49年7月10日	演習終了後、射爆場内で草刈りをしていた地元青年を、米兵が信号用ピストルで狙撃。青年は左手首を負傷。
昭和50年6月2日	夜間訓練中の嘉手納飛行場所属F-4戦闘機が、伊江村真謝の約3マイル沖の海上に墜落。乗員2名行方不明。
昭和52年11月1日	嘉手納飛行場所属のF-4戦闘機が伊江島沖で墜落。乗員2名行方不明。
平成元年3月14日	嘉手納飛行場所属HH-3ヘリコプターが、伊江島の南方約18キロメートルの海上（訓練空域外）に墜落。3名死亡、2名が救助された。
令和元年10月18日	第353特殊作戦群所属のMC-130が、伊江島補助飛行場において、全長約134センチ、直径約3センチ、重量約0.5キログラムのトルク管を落下させた。

(ウ) 重量物投下訓練問題

平成8年12月のSACO最終報告で、読谷補助飛行場で実施されていたパラシュート降下訓練が、伊江島補助飛行場へ移転することが合意され、平成11年3月に、伊江村が訓練の移設受入れを表明した。その後、平成12年7月から訓練が正式に移転され、パラシュート降下訓練等が増加した。同施設での訓練の増加に伴い、訓練に伴う事故も増加し、平成14年10月に発生した重量物投下訓練の提供施設外への落下事故を契機に、県は、同施設での重量物投下訓練の廃止について、日米両政府に対し働きかけを行ったが、米軍は原因が究明され、安全対策が講じられたとして、平成15年3月7日から同訓練を再開した。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

昭和51年7月8日の第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全面返還が合意され、村当局も返還要請を行っていたが、地元の地主会から、昭和57年6月に当該施設の継続使用が要請され、昭和60年7月の地元地主会全会一致の決議、要請を受け、同年8月に県も地元の意向を配慮することを確認した。

平成元年5月、国頭村で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリヤーパッドの建設について、伊江村当局が条件付きで受入れを容認、これを受けて米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成した。従って、現時点で第16回日米安全保障協議委員会で合意された返還の実現の目途はたっていない。

(イ) 跡地利用計画

伊江村では、平成9年3月に、「交流の未来が広がる花の島～自然とのふれあいを基調とした保養・福祉・交流環境の創造～」を理念とした跡地利用計画構想(案)を策定した。この構想(案)では、整備計画のコンセプトが3案(第1案：アグリミュージアムの形成、第2案：体験型臨空リゾートの形成、第3案：臨空スポーツリゾートの形成)提案されている。